

3 搬 入

廃棄物の搬入は、円滑な受入のため搬入を予約のうえ、搬入予約承認を得てください。

■ 搬入予約申込書 (様式第5号)の提出



■ 搬入予約承認書の受領



■ 運 搬



搬入の予約は、搬入予約申込書・承認書(様式第5号)により、ファクスで申し込みを行ってください。(搬入の前営業日午前中までに予約をお願いします。)

受入れをする場合は、申請者あて、搬入予約承認書を返信します。搬入予約承認書は、廃棄物搬入時に必要となりますので、大切に保管してください。

廃棄物の搬入に当たっては、指定された搬入経路を通行し、搬入車両には所定の車両用標識を掲示してください。

運搬廃棄物の飛散・流出防止措置を講じるとともに、積載量や制限速度等、道路交通法を遵守してください。

4 受付、計量

計量は、受付時(実車)と退場時(空車)の2回計量を行い、廃棄物の重量を測定します。

■ 受付手続



■ 計量(実車)



搬入当日、搬入予約承認書、マニフェストをセンター管理事務所受付に提出してください。

計量は、受付時(実車)と退場時(空車)の2回計量を行います。
(10kg単位)

5 搬入審査

搬入に当たっては、受入基準に適合するかどうかの判断をするため、各種の検査を実施します。基準に適合しない場合には、持ち帰っていただくことになります。なお、搬入審査に当たっては、全量展開検査および蛍光X線検査等の独自検査を実施します。

□ サンプル検査



□ 審査結果の連絡

→ (不適合)

■ 持ち帰り

(適合)

(再検査)

□ 一時保管

■ 保管預証の受領

■ 展開検査

□ 公定法試験

(適合)

(不適合)

□ 結果連絡

■ 計量(空車)

□ 埋立

■ 持ち帰り

■ 退 場

(管理型物4品目)計量時に廃棄物の目視確認および管理型4品目(燃えがら、汚泥、銹さい、ばいじん)については、検査のためのサンプルの採取を行います。採取した管理型4品目のサンプルは、蛍光X線等による室内検査を実施します。この間15分程度は、待機駐車場でお待ちください。

サンプル検査で搬入審査に適合した場合は、職員の指示に従い展開検査場へ移動のうえ、荷降ろしをしてください。

(安定型物および4品目以外の管理型物) 安定型物については、職員の指示に従い展開検査場へ移動し、廃棄物の荷降ろしをしてください。サンプル検査・展開検査で不適合の場合、搬入物は持ち帰りいただきます。

再検査が必要な場合は、センターで一時保管します。公定法試験に約20日程度の日数が必要となりますので、一時保管預り証を受け取り、搬入車両の計量を済ませて退場してください。

※公定法試験の結果が判明次第連絡します。適合の場合は、埋立処分後マニフェストを送付します。

※不適合の場合は、搬入物を持ち帰りいただきます。

空車の状態で計量のうえ退場してください。

搬入車両の清掃は計量後をお願いします。